

令和6年度経済産業省委託業務報告書

令和6年度化学物質規制対策
(水俣条約に基づく水銀規制に関する国内外実態調査)
調査報告書

令和7年3月
株式会社エックス都市研究所

目次

1. 調査概要	2
1. 1 目的	2
1. 2 調査内容	2
2. 水俣条約の国内担保に関する調査	3
2. 1 蛍光ランプの製造等廃止に関する調査	3
2. 2 水銀汚染防止法に関する技術検討会	8
3. 水俣条約の議論に向けた調査	9
3. 1 国内における水銀化合物の使用実態等に関する調査	9
3. 2 諸外国における水銀添加製品の規制状況等に関する調査	20
参考資料 1 規制対象となる一般照明用の蛍光ランプ	45

1. 調査概要

1. 1 目的

世界規模で水銀による環境汚染と健康被害を防止するための具体的な取り組みとして、2013年に「水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約）」が採択され、2017年に発効した。我が国はこの条約を担保し、必要な措置を講ずるための国内法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（以下「水銀汚染防止法」（経済産業省・環境省共管））を水俣条約発効と同じタイミングで施行した。

水銀汚染防止法では、施行後5年を経過した際に、施行状況について検討を加えることが規定されている。これを受け、令和4年度から令和5年度にかけて「水銀汚染防止法に関する施行状況点検検討会」が開催され、2023年に開催された第5回水俣条約締約国会議（COP5）の結果も踏まえ、今後の水銀規制の在り方や方向性が示された。本調査においては、水俣条約の決定を受けた国内影響及び水俣条約の議論に関する情報収集及び分析を行うことによって、上記検討会の結果も踏まえた具体的措置を講じるとともに、第6回水俣条約締約国会合（COP6）の交渉に備えることを目的とする。

1. 2 調査内容

本調査の内容を下表に示す。

表 1-1 調査内容

報告書目次		調査内容	
2. 水俣条約の国内担保に関する調査	2. 1	蛍光灯の製造等廃止に関する調査	・国内における蛍光灯器具の既設台数の推計を試行した。
	2. 2	水銀汚染防止法に関する技術検討会	・有識者12名（オブザーバー2名を含む。）で構成される検討会を環境省と合同で2回開催した。
3. 水俣条約の議論に向けた調査	3. 1	国内における水銀化合物の使用実態等に関する調査	・国内における水銀化合物の使用実態等について既存情報の整理及びヒアリング調査を行った。
	3. 2	諸外国における水銀添加製品の規制状況等に関する調査	・水俣条約締約国の水銀添加製品の規制状況等に関する情報収集・整理を行った。

2. 水俣条約の国内担保に関する調査

2. 1 蛍光ランプの製造等廃止に関する調査

水俣条約第4条は、締約国に対して、附属書A（第I部）に掲げる水銀添加製品について、製造・輸出入を許可しないこと（第1項）、及び、組み立てられた製品への組み込みを防止する措置を講じること（第5項）を求めている。

水銀汚染防止法においては、水俣条約・附属書A（第I部）に掲載された水銀添加製品の品目を特定水銀使用製品の品目として指定し、製造及び組立製品への部品としての組み込みを原則として禁止している。また、特定水銀使用製品及び特定水銀使用製品が部品として組み込まれた水銀使用製品の輸出入については、外国為替及び外国貿易法において、水銀汚染防止法と同様の水準の規制措置を講じている。

水俣条約 COP4 及び COP5 において附属書Aが見直され、17種類の水銀添加製品について2025～2027年末までに廃止すること（廃止期限）が合意された。そのうち、一般照明用の蛍光ランプの水俣条約に基づく廃止期限¹（種類別）を下表に示す（詳細は参考資料1参照）。

表2-1 水俣条約における一般照明用の蛍光ランプの廃止期限

ランプの種類		水銀含有量	ワット数				
			30以下	30超～40以下	40超～60未満	60以上	
一般照明用途	CFL	CFL.i	5 mg 超	2020			2026
			5 mg 以下	2025			
		CFL.ni	5 mg 超	2020			
			5 mg 以下	2026			
	LFL	三波長形	5 mg 超	2020			2027
			5 mg 以下	2027			2027
		ハロリン酸系	10 mg 超	2020		2026	
			10 mg 以下	2026			
	非直管蛍光ランプ	三波長形	(全て)	2027			
		ハロリン酸系	(全て)	2026			

上記水俣条約の決定を国内担保するため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が改正され、未指定であった一般照明用の蛍光ランプが特定水銀使用製品に追加された²（順次施行。参考資料1参照）。

その施行に向け、国内における蛍光ランプの廃止に関し、国内における蛍光灯器具の設置状況を調査した。

¹ 製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限（段階的廃止期限）

² 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年12月27日公布），
<https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241224001/20241224001.html>

国内における蛍光灯器具の設置状況

(一社) 日本照明工業会の「照明成長戦略 LIGHTING VISION 2030」³における、2020年度の国内照明器具の既設台数及びそのSSL⁴化率の推定結果を下表に示す。

表2-2 (一社) 日本照明工業会による既設照明器具の推計台数 (2020年度・国内)

項目	推定値
国内照明器具ストック数	18.1億台
国内照明器具ストック数 (SSL化前) ※	9.8億台
SSL化率	45.7%

※ストック数量及びSSL化率の推定結果より資料作成者にて計算

本調査においては、蛍光灯器具の既設台数について蛍光灯ランプの出荷量等から推計を試行し、上記推定値との比較を行った。

註：国内照明器具ストック数 (SSL化前) の推定値に占める蛍光灯器具の台数

表1の国内照明器具ストック数 (SSL化前) の推定値には、蛍光灯器具の他、白熱灯器具、高圧放電灯器具、防災用器具を含むと考えられる。

(一社) 日本照明工業会自主統計及び経済産業省生産動態統計における、1991～2008年度 (LED照明器具が統計対象となる前の時期にあたる) の累計出荷台数の器具別割合を下表に示す。当該割合 (自主統計ベース) が国内照明器具ストック数 (SSL化前) における器具別割合に相当すると仮定すると、器具別のストック数 (SSL化前) は、蛍光灯器具約6.3億台、白熱灯器具約2.8億台、高圧放電灯器具約0.3億台、防災用器具約0.4億台と推計される。

対象統計	蛍光灯器具	白熱灯器具	高圧放電灯器具	防災用器具
自主統計 (国内出荷量)	64%	29%	3%	4%
生産動態統計 (販売数量)※	66%	30%	4%	—

※蛍光灯器具は直管及び環形の合計台数に基づく。なお直管には、蛍光灯器具 (スタンド) を含む (当該品目は2004年度から蛍光灯器具 (40W未満の直管を使用するもの) に統合)。白熱灯器具は、一般用及び特殊用の合計台数に基づく。なお、防災用器具の品目はない。

他方、白熱灯器具は基本的に電球形LEDランプへの交換によるLED化が可能と考えられることから、白熱灯器具のSSL化率は、蛍光灯器具全体のSSL化率と比較して高い (白熱灯器具は蛍光灯器具よりもLED化が進んでいる) ことが予想される。白熱灯器具1台あたりの白熱電球の使用数を1個、全ての白熱電球が販売後すぐに取り付けられ1.0年で交換されると仮定する場合、2020年度初のLED化前の白熱灯器具 (白熱電球が付けられている白熱灯器具) のストック数は、2019年度の白熱電球の出荷量に相当し、その推計台数は約0.4億台である ((一社) 日本照明工業会の自主統計 (公表値) における2019年度の白熱電球 (表示用小形電球を除く) の出荷数量に基づく)。この場合、蛍光灯器具 (SSL化前) のストック数は、約8.7億台 (9.8-0.4-0.3-0.4) と推計される。

³ https://www.jlma.or.jp/about/vision/pdf/LVision2030_2209.pdf

⁴ SSL (Solid State Lighting) : LED、有機EL、レーザーなどの半導体照明

(1) 推計方法

蛍光灯の市中保有量を推計した後 (①)、当該推計値を蛍光灯器具の既設台数に換算する (②)。

① 蛍光灯の市中保有量

蛍光灯の使用年数がなんらか一定と仮定され、全ての蛍光灯が当該年数をもって交換されるとすると、ある年度初における蛍光灯の市中保有量は、前年度末以前の使用年数分の販売個数の合計に相当するものと考えられる。

(例) 蛍光灯の使用年数を4年と仮定する場合 (数字は全て仮想)

2020年度初 (2020.4.1時点) における蛍光灯の市中保有量は、2016年度～2019年度に販売された蛍光灯 (4年分の販売量) の合計 (下表網掛け参照)。

表 2-3 蛍光灯の販売年度別の使用期間の例

販売年度	使用期間(年度)*
2015	2016～2019
2016	2017～2020
2017	2018～2021
2018	2019～2022
2019	2020～2023
2020	2021～2024

*便宜上、ある年度に販売された蛍光灯は次年度から使用されはじめると仮定

使用期間 (年度) 販売年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
2015	網掛け	網掛け	網掛け	網掛け					
2016		網掛け	網掛け	網掛け	網掛け				
2017			網掛け	網掛け	網掛け	網掛け			
2018				網掛け	網掛け	網掛け	網掛け		
2019					網掛け	網掛け	網掛け	網掛け	
2020						網掛け	網掛け	網掛け	網掛け

図 2-1 蛍光灯の販売年度別の使用期間の例 (イメージ)

以上の考え方に基づくると、ある年度の初めに、市中に存在する蛍光灯ランプの数量（推計値）は以下で求められる。⁵

(n: 蛍光灯ランプの使用年数の整数部分 m: 蛍光灯ランプの使用年数の小数部分)

市中保有量 =

(過去 n 年間の年間販売個数の合計) + (過去 (n + 1) 年前の年間販売個数 × m)

※下線部は、使用年数の少数以下の補正分（使用年数が 6.3 年の場合 n=6 となり、過去 6 年分の販売量に対して、7 年前の販売実績量に m = 0.3 をかけたものを足して補正）。

i. 蛍光灯ランプの年間販売個数

(一社) 日本照明工業会の自主統計における蛍光灯ランプ（直管、コンパクト形、環形）の国内出荷量に、自主統計のカバー率を乗じた値とする。なお、以下を仮定する。

- ・ 蛍光灯ランプの出荷量には、蛍光灯器具に付属して販売される蛍光灯ランプの数量も含む。
- ・ 自主統計のカバー率を 0.95 (95%) とする。

ii. 蛍光灯ランプの使用年数 (n, m)

2015 年度及び 2024 年度に実施された、蛍光灯ランプの製造から廃棄までにかかった期間に関する調査のデータ※に基づき、蛍光灯ランプの使用年数は下表の年数で一定と仮定する。

直管	環形	コンパクト形
6.3 年	11.4 年	6.3 年

※廃棄物処理施設（1 施設）における廃棄ランプの受入年月と、各ロット番号から割り出した製造年月との差分の年数を調査したデータ（経済産業省より提供）。なお、コンパクト形蛍光灯ランプについての調査データはないため、直管蛍光灯ランプの使用年数と同じ年数を仮定している。

② 蛍光灯器具の既設台数

蛍光灯器具 1 台あたりの蛍光灯ランプ使用数（以下、「換算係数」という。）を変数として、ある年度当初における蛍光灯ランプの市中保有量を、蛍光灯器具の既設台数に換算する（次式参照）。例えば、蛍光灯器具 1 台あたりの蛍光灯ランプ使用数が平均 2 個の場合、蛍光灯器具の既設台数は、蛍光灯ランプの市中保有量の半分となる。

蛍光灯器具の既設台数（推計値）= 蛍光灯ランプの市中保有量（推計値）÷ 換算係数

⁵ 本推計において、既設の蛍光灯器具の LED 化（LED 照明器具への交換、配線工事による LED ランプへの交換等）については、蛍光灯ランプの出荷量の減少という形で考慮される。

(2) 推計結果

国内における蛍光灯器具の設置状況 (2020 年度)

前述の推計方法による試算の結果、2020 年度初の国内における蛍光灯器具の既設台数は、本調査において、約 7.1 億台（換算係数 1.66 の場合）／約 8.8 億台（換算係数 1.33 の場合）と推計された。（一社）日本照明工業会と異なる方法による推計を実施したが、両者の結果は概ね整合している（下表参照）。

表 2-4 既設蛍光灯器具の推計台数の比較 (2020 年度・国内)

(一社) 日本照明工業会の推定値を基に推計した既設蛍光灯器具 (SSL 化前) の台数	約 6.3~8.7 億台
本調査において推計した既設蛍光灯器具 (LED 化前) の台数 ⁶	約 8.8 億台 (換算係数 1.33) 約 7.1 億台 (換算係数 1.66)

国内における蛍光灯器具の設置状況 (2023 年度末)

前述の推計方法による試算の結果、2023 年度末の国内における蛍光灯器具の既設台数は、本調査において、約 5.3 億台（換算係数 1.33 の場合）／約 4.3 億台（換算係数 1.66 の場合）と推計された⁷。

なお、以上の推計結果は、換算係数や使用年数などの仮定の数値によって変動するため、新たに関連するデータが得られた場合には見直すことが適当である。

⁶ 換算係数 1.33 は 1 灯用器具と 2 灯用器具の存在比が 2 : 1 である場合に対応。

換算係数 1.66 は 1 灯用器具と 2 灯用器具の存在比が 1 : 2 である場合に対応。

⁷ 別途、2020 年度初の国内における蛍光灯器具の既設台数からの減少量をもって推計することも考えられる。（一社）日本照明工業会の自主統計における 2020~2023 年度の LED 照明器具の出荷数量は約 2.6 億台であるが、これら全てが国内向けに出荷され、蛍光灯器具を代替した（蛍光灯器具の減少量に相当する）と仮定すると、2024 年度初の国内における蛍光灯器具の既設台数は、約 6.2 億台（換算係数 1.33 の場合）／約 4.5 億台（換算係数 1.66 の場合）と推計される。

2. 2 水銀汚染防止法に関する技術検討会

令和4年度及び令和5年度に経済産業省と環境省が合同で設置した「水銀汚染防止法に関する施行状況点検検討会」において、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行状況及び今後の方向性について」⁸が取りまとめられた。

本年度は、有識者12名で構成される検討会を環境省と合同で2回開催し、上記の取りまとめで整理された方向性に基づき、更なる所要の措置を検討するための支援を行った。

検討会の委員・オブザーバー及び各回の議題を下表に示す。

表2-5 令和6年度水銀汚染防止法に関する技術検討会委員・オブザーバー
(敬称略、五十音順)

	名前	所属
委員	大塚 直	早稲田大学法学学術院法学部 教授
	金澤 貞幸	全国都市清掃会議 専務理事
	蒲生 昌志	産業技術総合研究所安全科学研究部門 研究部門長
	櫻井 康祐	日本鋳業協会 理事 技術部長兼環境保安部長
	佐藤 泉	佐藤泉法律事務所 弁護士
	鈴木 規之	国立環境研究所企画部 フェロー
	高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科 教授
	竹中 みゆき	株式会社日立ハイテク 主管技師 (IEC TC111 国際議長)
	中込 理欧	一般社団法人日本鉄鋼連盟資源循環委員会 委員長
	藤原 悌	野村興産株式会社 代表取締役社長
オブザーバー	斎藤 毅	一般社団法人日本照明工業会技術部 技術部長
	澤井 道則	一般社団法人電池工業会ボタン電池回収推進センター センター長

表2-6 令和6年度水銀汚染防止法に関する技術検討会の議題

回次	開催時期	主な議題
第1回	令和6年 8月8日	(1) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行状況及び今後の方向性について (2) 水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理について (3) 今後の水銀使用製品の流通実態調査の進め方
第2回	令和7年 1月23日	(1) 水銀等の貯蔵と水銀含有再生資源の管理について (2) 水銀使用製品の流通実態調査について (3) 令和7年度の検討事項とスケジュール (案)

⁸ 産業構造審議会製造産業分科会第11回化学物質政策小委員会 令和5年度第1回化学物質審議会 合同会議参考資料2「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行状況及び今後の方向性について」(令和6年2月1日, 水銀汚染防止法に関する施行状況点検検討会), 令和6年3月11日,
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/pdf/011_s02_02.pdf

3. 水俣条約の議論に向けた調査

3. 1 国内における水銀化合物の使用実態等に関する調査

水俣条約第3条第13項は、「締約国会議は、特定の水銀化合物の貿易がこの条約の目的を損なうものであるか否かを評価し、並びに第27条の規定に従って採択される追加の附属書に特定の水銀化合物を掲げることによって当該水銀化合物を6及び8の規定の対象とすべきか否かを検討する」ことを規定している⁹。COP5においては、水俣条約第3条第13項に基づく将来的な検討を見据え、条約事務局による、水銀化合物の世界的な供給、取引、使用に関する調査の実施が決定された。¹⁰

上記の状況を踏まえ、今後の水俣条約の議論に貢献するため、国内における水銀化合物の使用等の実態調査を行った。

(1) 既存情報の整理

(1) - 1 水銀化合物の流通状況

① 貿易統計

貿易統計（財務省）に基づく水銀化合物等の輸出入の状況を下表に示す。

表3-1 水銀化合物等の輸出状況¹¹（2023年度）

番号	品名	輸出量 (kg)	輸出額 (千円)
28.05	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム (*1) 並びに水銀		
2805.40-000	水銀	34,294	209,819
28.52	水銀の無機又は有機の化合物 (*2)		
2852.10-000	化学的に単一のもの*3	100	222
2852.90-000	その他のもの	—	—

*1 これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。

*2 化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。

*3 第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第29類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。¹²

⁹ 水俣条約第3条第1項によれば、同条の規定の適用上、「水銀化合物」とは、塩化第一水銀（甘汞と称することもある。）、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀をいう。

¹⁰ https://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/decision/UNEP-MC-COP.5-Dec.03_Study-global-supply-trade_English.pdf

¹¹ 番号・品名は輸出統計品目表（2023年4月版）（第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物）に基づく。https://www.customs.go.jp/yusyutu/2023_04_01/data/j_28.htm

¹² https://www.customs.go.jp/yusyutu/2022_01_01/data/28r.pdf, https://www.customs.go.jp/yusyutu/2022_01_01/data/29r.pdf

表 3-2 水銀化合物の輸出状況（2019～2023 年度）

番号	輸出量 (kg)					輸出額 (千円)				
	2019	2020	2021	2022	2023	2019	2020	2021	2022	2023
2852.10-000	—	—	140	340	100	—	—	202	1483	222
2852.90-000	0	—	13	—	—	217	—	23962	—	—

表 3-3 水銀化合物等の輸入状況¹³（2023 年度）

番号	品名	輸入量 (kg)	輸入額 (千円)
28.05	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム (*1) 並びに水銀		
2805.40-000	水銀	4	1,677
28.52	水銀の無機又は有機の化合物 (*2)		
2852.10	化学的に単一のもの*3		
2852.10-100	1 認証標準物質	—	—
	2 無機化合物及びその製品		
2852.10-210	(1)硫酸塩	—	—
2852.10-220	(2)写真用の化学調製品 (*4) 及び写真用の物品で混合してないもの (*5)	—	—
	(3)その他のもの		
2852.10-291	—水銀の炭化物	—	—
2852.10-299	—その他のもの	0	3,393
	3 有機化合物及びその製品		
	(1)植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
2852.10-911	A タンニン及びその誘導体	—	—
2852.10-919	B その他のもの	—	—
2852.10-920	(2)たばく質系物質及びその誘導体 (*6)	20	2,814
2852.10-990	(3)その他のもの	2	935
2852.90-000	その他のもの	—	—

*1 これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。

*2 化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。

*3 第 2852.10 号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注 1 (a)から(e)まで及び第 29 類の注 1 (a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。¹⁴

*4 ワニス、接着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。

*5 使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。

*6 アルブミナートその他のアルブミン誘導体を除く。

¹³ 輸入統計品目表（実行関税率表）実行関税率表（2023 年 4 月 1 日版）（第 6 部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品 第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物）に基づく。

¹⁴ https://www.customs.go.jp/tariff/2022_01_01/data/28r.pdf, https://www.customs.go.jp/tariff/2022_01_01/data/29r.pdf

表 3-4 水銀化合物の輸入状況 (2019~2023 年度)

番号	輸入量 (kg)					輸入額 (千円)				
	2019	2020	2021	2022	2023	2019	2020	2021	2022	2023
2852.10-299	1	2	7	0	0	8630	6722	5668	6456	3393
2852.10-920	—	—	—	—	20	—	—	—	—	2814
2852.10-990	8	—	1	1	2	2156	—	284	437	935
2852.90-190	—	0	—	—	—	—	884	—	—	—
2852.90-290	—	0	—	—	—	—	746	—	—	—

※2852.90-190：その他のもの 1 無機化合物及びその製品 (2)その他のもの

2852.90-290：その他のもの 2 有機化合物及びその製品 (2)その他のもの

② 水銀に関するマテリアルフロー

環境省が公表する水銀に関するマテリアルフロー (2019 年度ベース)¹⁵によると、水銀化合物の流通に関する情報は下記のとおりである。

(水銀化合物の製造)

- ・無機薬品 (銀朱硫化水銀及び水銀化合物) の国内製造に用いられた水銀量を、国内事業者に対するヒアリング調査結果に基づき、0.69 t-Hg (銀朱硫化水銀：0.68 t-Hg、水銀化合物：0.015 t-Hg) 以上と推計している。なお、水銀の精製・販売プロセスから水銀使用プロセスに移動した水銀量は 7.8 t-Hg 以上 (上記の無機薬品製造に用いられた水銀量を除く場合は 7.1 t-Hg 以上) と推計されている。¹⁶

(水銀化合物の輸出)

- ・輸出製品中水銀量は 0.80 t-Hg と推計されているが、国内事業者に対するヒアリング調査結果に基づき、無機薬品 (銀朱硫化水銀及び水銀化合物) の輸出量は 0 としている。

(水銀化合物の輸入)

- ・輸入製品中水銀量は 0.12 t-Hg と推計されているが、財務省貿易統計において化合物の種類の輸入量内訳が把握されていないため、マテリアルフローには含まれていない。

¹⁵ <https://www.env.go.jp/content/000219238.pdf>

¹⁶ 水銀使用製品 (無機薬品含む。) の製造に用いられた水銀量は 3.5 t-Hg と推計されている。また、2019 年度を対象とした水銀等の貯蔵に関する報告によると、計量分析用途 (例：製品の検査分析用、水銀を媒体とする測定用途) 及び研究・調査用途 (例：調査船運航用、化学分析用等) での、水銀の購入量は 3.3 t-Hg 以上、使用量は 3.2 t-Hg 以上である。

(1) - 2 水銀化合物（種類別）の関連情報

水銀化合物のうち、水俣条約第3条の規定の適用上「水銀化合物」と定義される、塩化第一水銀（甘汞と称することもある。）、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀について、物質情報、規制状況、取扱状況等の情報を整理した。

なお、過去の検討¹⁷において、「硫化第一水銀は不安定であり、ただちに硫化第二水銀と水銀に分解するため、条約上、「硫化水銀」と言及される場合には、硫化第二水銀のことを指すと考えられる。」と説明があることを踏まえ、硫化水銀については、硫化第二水銀に関する情報を整理した。

整理項目を下表に示す。

表 3 - 5 水銀化合物種類別の関連情報の整理項目

項目	概要	情報源等
物質情報	名称、CAS No.、分子式、形状・色、安全性に関する情報（GHS分類、化学的危険性）	「化学物質統合情報提供システム（CHRIP）（NITE）」 ¹⁸ 、「職場のあんぜんサイト／モデル SDS 情報（厚生労働省）」 ¹⁹ 、「国際化学物質安全性カード、ICSCs（ILO）」（©日本語版：国立医薬品食品衛生研究所） ²⁰
規制状況	行政における水銀化合物種類別の取扱状況の把握に関連する法令による規制状況（水銀化合物の規制名称や規制の概要は別表に整理）	化審法、水銀汚染防止法、外国為替及び外国貿易法、毒物及び劇物取締法、消防法の条文等
取扱状況等	用途、上記関連法令に基づく届出情報（化審法に基づく製造・輸入数量届出、水銀汚染防止法に基づく貯蔵の報告、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出承認申請）、その他	「化学物質統合情報提供システム（CHRIP）（NITE）」、「一般化学物質等の製造・輸入数量の合計量の公表結果（経済産業省）」 ²¹ 、「水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果（環境省）」 ²² 、「17524の化学商品 2024年版（化学工業日報社）」等

※情報源がウェブサイトであるものは2024年9月時点の情報に基づく。

整理結果を下表に示す。

¹⁷ 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ 中央環境審議会 環境保健部会 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会 合同会合（第4回）（2014年11月14日）資料3「第3回合同会合における委員からの主な指摘事項について」別添2「水銀化合物の用途」, https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/seido_wg/pdf/004_b03_02.pdf

¹⁸ https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

¹⁹ https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

²⁰ <https://chemicalsafety.ilo.org/dyn/icsc/showcard.listCards3>

²¹ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/volume_general.html

²² <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/teikihoukoku.html>

表 3-6 水銀化合物種類別の関連情報 (2024/9 時点)

整理項目		塩化第一水銀	酸化第二水銀	硫酸第二水銀	硝酸第二水銀	硫化水銀
■物質情報						
CAS No.		7546-30-7	21908-53-2	7783-35-9	10045-94-0	1344-48-5
分子式		Hg ₂ Cl ₂	HgO	H ₂ O ₄ S.Hg	HgN ₂ O ₆	HgS
形状・色		粉末・白色	結晶状粉末・黄色、橙黄色あるいは赤色	固体・白色	固体・無色の結晶または白色の吸湿性粉末	固体・赤色
GHS 分類 結果 ²³	急性毒性 (経口)	区分 3	区分 2	区分 3	区分 2	分類できない
	急性毒性 (経皮)	区分 4	区分 3	区分 3	区分 2	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分 2	区分 2	分類できない	区分 1A-1C	分類できない
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2A	区分 2	分類できない	区分 1	分類できない
	皮膚感作性	区分 1	区分 1	区分 1	区分 1	区分 1A
	生殖細胞変異原性	分類できない	分類できない	分類できない	区分 2	分類できない
	生殖毒性	分類できない	区分 1B	分類できない	区分 2	区分 1B
	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分 1 (腎臓) 区分 3 (気道刺激性)	区分 1 (中枢神経系、末梢神経系、腎臓、消化管)	区分 1 (腎臓)	区分 1 (腎臓) 区分 2 (呼吸器)	区分 1 (中枢神経系、末梢神経系、腎臓、消化管)
	特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分 1 (神経系 消化管)	区分 1 (中枢神経系、腎臓)	区分 1 (腎臓、中枢神経系)	区分 1 (中枢神経系、腎臓)	区分 1 (中枢神経系、腎臓)
水生環境有害性物質 (急性、慢性)	区分 1	分類できない	区分 1	区分 1	分類未実施	
化学的危険性 ※国際化学物質安全性カード (ICSCs) の記載情報		光の影響下で、徐々に分解する。塩化水銀および水銀を生じる。ICSC 0979, 0056 参照。	500℃以上で分解する。水銀などの非常に有毒なフェームおよび酸素を生じる。火災の危険性を増大させる。本物質は、強酸化剤。還元剤と激しく反応する。金属およびイオウやリンなどの元素との混合物は、衝撃に敏感である。	450℃で分解する。水銀やイオウ酸化物の非常に有毒なフェームを生じる。水溶液は、中程度の強さの酸である。ハロゲン化水素と反応する。水分の存在下で、金属を侵す。	加熱すると、分解する。本物質は、強酸化剤。可燃性物質や還元性物質および金属粉末と激しく反応する。還元剤との混合物、または有機物質のような還元物は、爆発することがある。	- (ICSC なし)

²³ 「職場のあんぜんサイト/モデル SDS 情報 (厚生労働省)」に基づく。いずれの物質も「分類対象外」「区分外」「分類できない」である危険有害性を除く。

表 3-6 水銀化合物種類別の関連情報（2024/9 時点）（続き）

整理項目	塩化第一水銀	酸化第二水銀	硫酸第二水銀	硝酸第二水銀	硫化水銀
■規制状況（△は種類別でない等）					
化審法（第 8 条／第 13 条に基づく製造数量等の届出）	○ 一般化学物質 （1t 以上）	○ 監視化学物質 （1kg 以上）	○ 一般化学物質 （1t 以上）	—	○ 一般化学物質 （1t 以上）
外国為替及び外国貿易法（輸出貿易管理令第 2 条に基づく承認）※ 1	○	○	○	○	○
水銀汚染防止法（第 22 条に基づく貯蔵に関する報告）	○ （30kg 以上）	○ （30kg 以上）	○ （30kg 以上）	○ （30kg 以上）	○ （30kg 以上） ²⁴
毒物及び劇物取締法（第 4 条に基づく営業の登録）；△は別表 1 を参照	○ 劇物	△ 毒物・劇物	△ 毒物	△ 毒物	—
消防法（第 9 条の 3 に基づく届出）	—	○ （30kg 以上）	—	—	—
■取扱状況等					
製造数量等の合計量の公表（化審法） ²⁵ （2022 年度）	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
輸出承認申請（輸出貿易管理令） ²⁶	申請なし	申請なし	申請なし	申請なし	申請なし
水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果（水銀汚染防止法）（2022 年度）	報告なし	報告なし	報告なし	報告なし	報告件数 6 件（年度末貯蔵量：1,566kg、廃棄量：0kg）
用途（NITE-CHRIP）※ 2	試薬	水銀電池，医薬原料，酸化剤，試薬	試薬	触媒，試薬，酸化剤	顔料
その他（「17524 の化学商品 2024 年版（化学工業日報社）」の記載情報）	第 30 類 試薬に掲載 用途：電極	第 3 類 無機薬品に掲載（酸化水銀（II）赤色・黄色） 用途（赤色酸化水銀（II））：水銀電池の陽極用、試薬、防腐剤	第 30 類 試薬に掲載 用途：検出（バルビタール、シスチン）、ブドウ酒着色試験	第 30 類 試薬に掲載（硝酸水銀（II）n 水和物） 用途：触媒、酸化剤	第 20 類 顔料（無機）に掲載（銀朱） 用途：漆器の着色、絵具、朱肉朱墨

²⁴ 辰砂については硫化水銀の含有量が 30kg 以上

²⁵ 物質ごとに製造数量及び輸入数量を合計した数量が、一般化学物質は 100 t 以上、監視化学物質は 1t 以上である場合に公表。

²⁶ 経済産業省担当課室への照会結果。

表 3-6 水銀化合物種類別の関連情報 (2024/9 時点) (続き)

整理項目	塩化第一水銀	酸化第二水銀	硫酸第二水銀	硝酸第二水銀	硫化水銀
その他 (「17524 の化学商品 2024 年版 (化学工業日報社)」の記載情報)		<p><u>黄色酸化水銀(II)</u> 製法：硝酸第二水銀溶液に過剰のカ性ソーダを作用させて得られる。</p> <p>価格：2023年10月 kg 当 15,000～20,000 円</p> <p><u>赤色酸化水銀(II)</u> 製法：硝酸第二水銀を加熱分解して得られる。</p> <p>価格：2023年10月 kg 当 35,000～40,000 円</p>			<p>製法：回転式または動揺式の密閉反応器に、水銀、硫黄およびカ性アルカリを仕込み、上記を吹き込みつつ、回転振動させると、まず黒色硫化水銀が生成し、しだいに赤色に発色する。所定の色相になったら取り出し、水洗、汙過、乾燥後、粉碎して製品とする。</p> <p>価格：2023年10月 kg 当 9,500～10,000 円</p>

※1 産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築 WG 中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」(平成 26 年 12 月 22 日)²⁷において、条約第 3 条に定義されている 6 種の水銀化合物について、条約上は輸出入規制の対象とはされていないが、日本国内においては輸出規制の対象とすることが適当である理由として、以下の点が挙げられている。

- 欧米においては水銀や一部の水銀化合物に対する輸出規制の導入後に、水銀化合物の輸出が伸びている(規制の回避が行われている可能性がある)こと
- これらの水銀化合物は水銀に容易に還元されること²⁸
- 条約上水銀化合物の規制対象化について検討することとされていること(条約第 3 条 13)

※2 産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築 WG 中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合第二次報告書「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について」(平成 27 年 8 月 4 日)²⁹の表 2: 水銀等及びその製剤の既存用途製品リスト案において、各水銀化合物及びその製剤の用途及び使用の例が挙げられている。

整理項目	塩化第一水銀	酸化第二水銀	硫酸第二水銀	硝酸第二水銀	硫化水銀
既存用途製品リスト案 (平成 27 年 8 月 4 日)に 掲載された用途([] は その用途に係る使用の 例)	基準電極[カロメル電極]、窯業、花火の発色調整[花火]、機器分析に用いる試薬	水銀電池の電極[水銀電池]、防汚剤用・防汚剤[船底用塗料]、機器分析に用いる試薬[水銀分析装置、原子吸光光度計、ガスクロマトグラフ]、水銀塩の調整、香料、触媒、化粧品[整肌剤]	塩化第二水銀及びその他の第二水銀塩の製造、金及び銀の冶金、化学分析に用いる試薬[バルビタール・シスチン検出、ブドウ酒着色試験、COD 分析(クロム法)]	酸化剤、防腐剤、帽子製造におけるフェルト生産のためのカロッチング処理、織物処理、ニトロ化助剤、有機合成における触媒、雷酸水銀又は酸化第二水銀の製造、めっき[文化財の建造・制作・創作・模写・模造・修復・復元]、梅毒治療、液体の密度測定、温度測定[浮ひょう]、計測器の校正	顔料[絵具(絵画(日本画・西欧系)、工芸品等)、朱肉(印泥用)朱墨及び彩墨、文化財用の顔料、漆芸(本朱[銀朱])、シーリングワックス、着色紙、不変色インク]、機器分析に用いる参照標準[エネルギー分散型蛍光 X 線分析装置]

なお、上記用途のうち、主な水銀使用製品リスト³⁰に掲載されている製品は、「朱(顔料)」と「酸化第二水銀を含む塗料」であり、後者については「国内では生産終了」していることが記載されている。

²⁷ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/seido_wg/pdf/report01_01.pdf

²⁸ USEPA (2009), Report to Congress, Potential Export of Mercury Compounds from the United States for Conversion to Elemental Mercury, <https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-10/documents/mercury-rpt-to-congress-export-ban.pdf>

²⁹ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/seido_wg/pdf/report02_01.pdf

³⁰ 「平成 27 年度水俣条約対応技術的事項検討会」にて検討・とりまとめられたものであり、水銀が使用されている製品が適正に分別・回収されるよう、当時我が国で流通、使用及び保管されている主な水銀使用製品を写真も含め記載したもの。 <https://www.env.go.jp/content/900415078.pdf>

別表 1 水銀化合物の規制名称等

		塩化第一水銀	酸化第二水銀	硫酸第二水銀	硝酸第二水銀	硫化水銀
化審法		塩化水銀 (1-266)	酸化第二水銀 (1-436)	硫酸第二水銀 (1-437)	—	硫化第二水銀 (1-438)
水銀汚染防止法 (第 21 条 第 1 項の政令で定める水 銀等)		塩化第一水銀 (塩化第一 水銀以外の物と混合し ている場合は、塩化第一 水銀の含有量が全重量 の 95 パーセント以上で ある混合物に含まれる ものに限る。)	酸化第二水銀 (酸化第二 水銀以外の物と混合し ている場合は、酸化第二 水銀の含有量が全重量 の 95 パーセント以上で ある混合物に含まれる ものに限る。)	硫酸第二水銀 (硫酸第二 水銀以外の物と混合し ている場合は、硫酸第二 水銀の含有量が全重量 の 95 パーセント以上で ある混合物に含まれる ものに限る。)	硝酸第二水銀及び硝酸 第二水銀水和物 (硝酸第 二水銀及び硝酸第二水 銀水和物以外の物と混 合している場合は、硝酸 第二水銀及び硝酸第二 水銀水和物の含有量の 合計が全重量の 95 パー セント以上である混合 物に含まれるものに限 る。)	硫化水銀 (辰砂に含ま れるものを含み、硫化水 銀以外の物と混合して いる場合 (辰砂に含ま れる場合を除く。)) は、硫化水 銀の含有量が全重量の 95 パーセント以上であ る混合物に含まれるも のに限る。)
外国為替及び外国貿易法 (輸出貿易管理令別表第 2)						
毒物及 び劇物 取締法	毒物*	—	水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。イ ア ミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤、ロ 塩化第一水銀及びこれを含有 する製剤、ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤、ニ [(2-カルボキ シラトフェニル) チオ] (エチル) 水銀ナトリウム (別名チメロサル) 0.1% 以下を含有する製剤、ホ 酸化水銀 5%以下を含有する製剤、ヘ 沃化第一水 銀及びこれを含有する製剤、ト 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤、チ 硫 化第二水銀及びこれを含有する製剤 (指定令第 1 条)			—
	劇物*	塩化第一水銀 (法別表第 2 第 9 号)、塩化第一水 銀を含有する製剤 (指定 令第 2 条第 1 項第 17 号)	酸化水銀 5%以下を含 有する製剤 (指定令第 2 条第 1 項第 31 号)	—	—	—
消防法 (消防活動阻害物 質; 第 1 条の 10 第 5 号 別表第 1(8)、総務省令第 1 条(17))		—	酸化第二水銀及びこれ を含有する製剤 (酸化第 二水銀 5%以下を含有 するものを除く。)	—	— ³¹	—

*医薬品及び医薬部外品以外のもの

³¹ 消防法の危険物; 第 2 条第 7 項 別表第 1 第 1 類 (酸化性固体) 第 6 号 (硝酸塩類) の規制が適用されるが、「硝酸第二水銀」(または水銀化合物) としての規制ではないため本調査の対象外。

別表2 水銀化合物種類別の取扱状況等の把握に係る法規制の概要

法令	規制概要	対象者	届出等先	届出等時期	届出等内容(例)	(数量)	備考
水銀汚染防止法	水銀等(政令で定めるもの)を前年度に最大量として30kg以上貯蔵した者は、報告しなければならない(法第22条、水銀等の貯蔵に関する省令第2条)	水銀等貯蔵者(事業所毎に届出)	主務大臣(水銀等貯蔵者の行う事業の所管大臣)	事後(翌年度6月末)	種類別の貯蔵量・目的/製造量/受取量・引渡し元/使用量・目的/引渡し量・目的・引渡し先/廃棄量、所在地等	○	毎年度実績
外国為替及び外国貿易法	政令(別表第二)で定める貨物を同政令で定める地域を仕向地として輸出する者は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。(法第48条、輸出貿易管理令第2条第1項) ^{32,33}	輸出者	経済産業大臣	事前(承認後に6ヵ月毎の実績を報告)	商品名、数量、金額、仕向地、申請理由書(最終需要者・用途等を含む)等	○	実績報告は当該貨物の全量が使用されるまで
化審法 ³⁴	一般化学物質、監視化学物質を前年度に一の物質につき1t以上(監視化学物質は1kg以上)製造または輸入した者は、物質ごとに数量等を届け出なければならない(法第8、13条、施行令第5条、経済産業省関係施行規則第10条 ³⁵)	製造者又は輸入者	経済産業大臣	事後(翌年度6月末又は7月末)	物質別の製造数量、輸入数量、出荷数量(合計/用途別)、都道府県別又は国・地域別の数量(監視化学物質)等	○	毎年度実績 試験・研究用途を除く
毒物及び劇物取締法	登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物の販売・授与、そのための製造・輸入等をしてはならない。毒物又は劇物について、製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、申請書を出さなければならない(法第3、4条、施行規則第1、2条)	毒物劇物営業者	都道府県知事等	事前(製造・輸入の品目追加は事前に登録を変更。その他変更・廃止は事後に届出)	品目(製造・輸入業)、所在地、設備の概要図等	—	製造・輸入業は5年毎、販売業は6年毎に登録の更新が必要
消防法	消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質(消防活動阻害物質)を規定の数量以上貯蔵し、又は取り扱う者は、届け出なければならない。(法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10、危険物の規制に関する規則第1条の5)	貯蔵者又は取扱者	所轄消防長又は消防署長	事前	物質の名称、最大貯蔵数量/最大取扱数量、所在地等	○	廃止する場合について準用

³² その他、「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」(輸出注意事項29第13号(最終改正:輸出注意事項2020第42号))を参照

³³ 輸出貿易管理令第8条によると、承認の有効期間は、その承認をした日から6月であるが、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、その期間と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。

³⁴ 法第41条に基づき、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質又は一般化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、それらの物質について、有害性の調査を行い、所定の有害性の知見が得られた場合、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に当該知見の内容を報告する義務がある。

³⁵ 様式第13において「四捨五入前の数量が1.0kg以上の場合は届出の対象」と記載がある。

(2) 事業者へのヒアリング

国内における水銀化合物の販売状況や用途を確認するため、水銀化合物の国内製造者（1社）へのヒアリング調査を実施した。調査結果を下表に示す。

表 3-7 水銀化合物の国内製造者による販売実績（2019～2023 年度）

水俣条約第 3 条の規定上の水銀化合物	塩化第一水銀、酸化第二水銀（赤色、黄色）、硝酸第二水銀 [※] 、硫酸第二水銀 [※] 、硫化第二水銀（銀朱除く。）、銀朱 [※]
その他の水銀化合物	酢酸第二水銀 [※] 、硝酸第一水銀、臭化第二水銀 [※] 、ヨウ化第二水銀 [※] 、オキシシアン化第二水銀、チオシアン酸第二水銀 [※] 、ナトリウムアマルガム、四ヨウ化水銀酸（銅 [※] 、銀）、硫酸第一水銀 [※] 、塩化第二水銀 [※]

※2019～2023 年度の販売実績量の年平均が 1 kg を超える水銀化合物

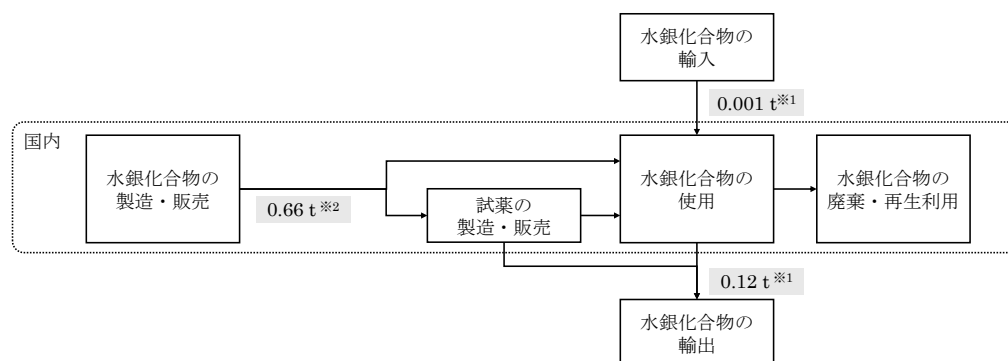
表 3-8 水銀化合物の用途（試薬以外）

水銀化合物	用途 [※]
四ヨウ化水銀酸（銅、銀）	示温塗料
塩化第一水銀	参照電極（カロメル電極）
銀朱（硫化第二水銀）	顔料

※現在も使用されている、または、その可能性があると考えられる用途。

(3) 水銀化合物のマテリアルフロー

(1) - 1、(2) に基づき作成した、水銀化合物のマテリアルフロー（イメージ）を下図に示す。



※1 財務省貿易統計に基づく、水銀の無機又は有機の化合物（品目コード 28.52）の 2019～2023 年度の輸入量合計（42 kg）及び輸出量合計（593 kg）の年平均。なお、品目コード 28.52 に該当しないもの（例：アマルガム、天然朱、その他の品目で使用される水銀化合物）の輸出入は考慮されていない。

※2 事業者ヒアリング結果に基づく水銀化合物の 2019～2023 年度の販売実績量の合計（銀朱約 3 t、その他の水銀化合物約 0.3 t）の年平均（当該事業者から直接の輸出は行われていない）。

図 3-1 水銀化合物のマテリアルフロー（イメージ）

3. 2 諸外国における水銀添加製品の規制状況等に関する調査

水俣条約第 27 条に基づき、締約国は水銀添加製品に係る附属書の改正を提案することが可能である（改正提案は、その採択が議題として提案される会合の少なくとも 6 カ月前に事務局が締約国に通報する）。

今後の締約国会議においても、改正提案に基づく附属書 A の見直しに関する議論が予想されることから、その対応などの参考とするため、欧米及びアジア太平洋地域の主な水俣条約締約国の基本情報及び水銀添加製品の規制状況等に関する情報収集・整理を行った。

調査対象とした水俣条約締約国を下表に示す。

表 3-9 諸外国における水銀添加製品の規制状況等に関する調査対象国

地域等		対象国
JUSSCANNZUK*1		米国、スイス、カナダ、オーストラリア、英国
EU		EU
アジア太平洋地域 (水俣条約)	東アジア	中国、韓国
	ASEAN*2	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ラオス
	南アジア	インド、パキスタン
	中東	イラン、サウジアラビア

*1 ニュージーランドは非締約国（署名のみ） *2 ブルネイ、マレーシア、ミャンマーは非締約国

整理項目を下表に示す。

表 3-10 諸外国における水銀添加製品の規制状況等に関する調査項目

整理項目	情報源等
NFP（国家フォーカルポイント）	・水俣条約ウェブサイトより「所属」を記載する。
附属書 A の効力等（発効日 ³⁶ 、適用除外の登録状況 ³⁷ 等）	・水俣条約ウェブサイトより記載する（但し、COP5 の改正附属書 A に対する適用除外の登録状況は、その発効日である 2025 年 4 月 25 日以降に判明すると考えられる）。 ・改正前の附属書 A の発効日（＝条約の発効日）に関し、「批准」「受諾」「承認」「加入」の別も併記する。

³⁶ COP4 で改正された附属書 A の各国発効状況は以下に整理されている。

<https://minamataconvention.org/en/amendments/2022>

国連総局は 2023 年 9 月 28 日に改正附属書 A が、条約第 30 条パラ 5 に基づく宣言をする締約国及び第 27 条パラ 3 (b) に基づき受託しない旨の通告をした中国を除き、発効することを周知した（2023 年 10 月 5 日）。
<https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2023/CN.441.2023-Eng.pdf>

³⁷ 条約第 6 条に基づく適用除外の登録状況は以下に整理されている。

<https://minamataconvention.org/en/parties/exemptions>

整理項目	情報源等
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 水俣条約第 21 条に基づく国別報告（2021 年フルレポート；報告対象期間 2017 年 8 月 16 日～2020 年 12 月 31 日）より、主に 4.1（附属書 A 第 I 部の製品の製造、輸出入を、廃止期限以降に許可しないための措置を講じているか）、4.4（製造、輸出入が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止する措置を講じているか）等の記載内容（対象製品、措置・計画等の概要、法令等名称、所管等、備考）を整理する。なお、法令等のウェブページのリンクの記載がある場合には、当該情報も含める。 • 上記報告された規制措置について、水銀添加製品を単一の法令によって横断的に規制している場合は「包括」、水銀添加製品毎に別個の法令によって規制している場合は「個別」と示した。 • 近年の措置状況の把握のため、2021 年以降に WTO-TBT 通報された法令案³⁸について水銀使用製品に関するものがないかを確認する（具体的には「水銀」でキーワード検索）。

※上表の情報源等に依らず記載する場合は、適宜注釈を付した。

調査結果（2024 年 11 月時点）を次頁以降に示す。

³⁸ <https://epingalert.org/>

表 3-11 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（米国）

国名	米国／United States of America												
NFP	所属 U.S. Department of State（国務省）												
附属書 A の効力等	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）											
	改正前	2017年8月16日 (2013年11月6日【加入】)	なし										
	COP4改正	— *2	なし										
<p>*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）</p> <p>*2 附属書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自国について効力を生ずる旨を宣言（条約第30条第5項）</p>													
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input checked="" type="checkbox"/> 個別 2020年報告書の概要 ※											
	TBT 通報	・ 2013年の加入時に提出した通知書 ³⁹ において、水銀添加製品に対処するための措置等の詳細を提供しており、同通知に記載された法規則の多くが現在も有効である（2013年に通知された措置等は別表参照） ・ 追加的に EPA（環境保護庁）は以下の措置及び戦略を実施した。 <table border="1" data-bbox="550 824 1407 1057"> <tr> <td>2014年9月</td> <td>EPA 水銀添加製品対処戦略⁴⁰の公表</td> </tr> <tr> <td>2015年3月</td> <td>製造、輸入、輸出、その他の貿易データを入手するため、米国の主要な水銀リサイクル業者等に召喚状を発行</td> </tr> <tr> <td>2016年8月</td> <td>2020年1月から輸出禁止の水銀化合物5種のリストを公表</td> </tr> <tr> <td>2017年3月</td> <td>水銀インベントリ報告書の公表（初回）</td> </tr> <tr> <td>2018年6月</td> <td>水銀インベントリ報告規則の公示</td> </tr> <tr> <td>2020年3月</td> <td>水銀インベントリ報告書の公表</td> </tr> </table> ・ EPA は 2020 年水銀インベントリ報告書の結果を十分に検討し、水俣条約の下での米国の義務の実施を補完するため、適当な場合には法規的行動を提言する可能性がある（EPA は水銀添加製品等を特定し、更なる水銀使用の削減に向けた行動を提言することが要求されている）。	2014年9月	EPA 水銀添加製品対処戦略 ⁴⁰ の公表	2015年3月	製造、輸入、輸出、その他の貿易データを入手するため、米国の主要な水銀リサイクル業者等に召喚状を発行	2016年8月	2020年1月から輸出禁止の水銀化合物5種のリストを公表	2017年3月	水銀インベントリ報告書の公表（初回）	2018年6月	水銀インベントリ報告規則の公示	2020年3月
2014年9月	EPA 水銀添加製品対処戦略 ⁴⁰ の公表												
2015年3月	製造、輸入、輸出、その他の貿易データを入手するため、米国の主要な水銀リサイクル業者等に召喚状を発行												
2016年8月	2020年1月から輸出禁止の水銀化合物5種のリストを公表												
2017年3月	水銀インベントリ報告書の公表（初回）												
2018年6月	水銀インベントリ報告規則の公示												
2020年3月	水銀インベントリ報告書の公表												
※ 「決議 MC-3/1 の第 9 パラに対する米国からの 2020 年報告書」 ⁴² より関連の深い記載を整理した。同報告書には、水銀添加製品に対処するために実施された国内措置及び戦略等に関する情報が整理され、2021年の第21条報告に示された内容が包含されている。													

※英語表記（2020年報告等）

環境保護庁	Environmental Protection Agency (EPA)
EPA 水銀添加製品対処戦略	EPA Strategy to Address Mercury - Containing Products
水銀インベントリ報告規則	Mercury Inventory Reporting Rule
有害物質管理法	Toxic Substances Control Act (TSCA)

³⁹ A notification submitted at the time of its acceptance of the Convention in October of 2013 (2013 notification) https://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/notification/USA%2520declaration_Art%25204%2520para%25202.pdf

⁴⁰ <https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-10/documents/productsstrategy.pdf>

⁴¹ G/TBT/N/USA/1800

⁴² “2020 Report from the United States of America in Response to Paragraph 9 of Decision MC-3/1”, http://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/submission_from_government/US_Submission_Domestic_Measures_Mercury-Added%20Products.pdf

別表 通知された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	電池	様々な種類の水銀含有電池の国内販売を禁止	水銀含有電池及び充電電池管理法	—	
2	ランプ	エネルギー効率基準を設定	エネルギー政策及び保全法/10 CFR 430	エネルギー省	
3	ランプ	水銀蒸気ランプ用安定器の製造・輸入を禁止/ Energy Star Program を法制化	2005 年エネルギー政策法	—	
4	ランプ (CFL)	水銀含有量を一定の基準以下の場合に認証ラベルを付与 (プログラム参加は任意)	Energy Star Program	環境保護庁、エネルギー省	
5	駆除剤、殺生物剤	未登録製品の販売・流通を規制	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	環境保護庁	水銀添加駆除剤の登録なし
6	局所消毒剤	水銀含有製品を安全とみなさず上市を規制	連邦食品・医薬品・化粧品法/21 CFR 310.545(a)(27)	食品医薬品局	
7	化粧品	水銀含有製品 (1ppm 超) の上市を禁止	連邦食品・医薬品・化粧品法/21 CFR 700.13	食品医薬品局	水俣条約と同等の適用除外
8	気圧計、湿度計、圧力計	新規製品に水銀を使用する場合に事前通告を要求	有害物質管理法/40 CFR 721.10068	環境保護庁	自動車用スイッチ等も対象
9	温度計	水銀温度計の代替を認めるため ASTM 規格を一部変更 (併せて関連規則を更新)	—	環境保護庁等	ASTM international と協力
10	医療機器	医療業界での水銀含有機器の使用削減・排除を奨励	Hospitals for a Healthy Environment (パートナーシップ)	—	
11	医療機器	水銀添加製品の調達を制限し、既存の水銀機器の排除を要求する方針を策定	—	国立衛生研究所	
12	水銀温度計	水銀温度計の校正サービスを終了	—	国立標準技術研究所	
13	スイッチ (自動車用)	水銀スイッチを回収 (自主的プログラム)	全米自動車水銀スイッチ回収プログラム	環境保護庁	

註：その他通知に含まれる特定の製品における水銀使用の規制 (連邦政府)：有害物質管理法 (流量計、パイロメータ)、連邦有害物質法 (玩具、花火)、消費者製品安全法 (玩具、小児用宝石)、連邦食品・医薬品・化粧品法 (食品添加物、着色添加物)

※英語表記 (2013 年通知)

エネルギー省
 水銀含有電池及び充電電池管理法
 エネルギー政策及び保全法
 2005 年エネルギー政策法
 連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法
 連邦食品・医薬品・化粧品法
 食品医薬品局
 国立衛生研究所
 国立標準技術研究所
 全米自動車水銀スイッチ回収プログラム

Department of Energy (DOE)
 Mercury Containing and Rechargeable Battery Act
 Energy Policy and Conservation Act
 Energy Policy Act of 2005
 Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act
 Federal Food, Drug, and Cosmetic Act
 Food and Drug Administration
 National Institutes of Health
 National Institute of Standards and Technology
 National Vehicle Mercury Switch Recovery Program

表 3-12 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（スイス）

国名	スイス/Switzerland	
NFP	所属	Federal Office for the Environment (FOEN)（連邦環境局） Federal Department of the Environment, Transport, Energy and Communication（連邦環境・運輸・エネルギー・通信省）
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日
	改正前	2017年8月16日 (2016年5月25日【批准】)
	COP4改正	2023年9月28日
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）		
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input checked="" type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 個別
	第 21 条 報告 (2021 年) の概要	・報告された措置等は別表参照。
	TBT 通報	－（2021 年以降、附属書 A 第 I 部に係る通報なし）

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	電池	水銀含有量が 5mg 超の電池及びその組込機器の上市を禁止	化学品リスク低減政令	－	
2	スイッチ・リレー	水銀含有製品（均質材料中 0.1%超）及びその組込機器の上市禁止	化学品リスク低減政令	－	上市が許可されない場合は輸出禁止
4	化粧品	水銀含有製品の上市禁止	化学品リスク低減政令	－	
5	駆除剤、殺生物剤、局所消毒剤	水銀含有製品の上市禁止	化学品リスク低減政令	－	
6	一般市民向け体温計、その他計測器	水銀含有製品の上市禁止	化学品リスク低減政	－	上市が許可されない場合は輸出禁止
7	産業用計測器（気圧計、圧力計、血圧計、温度計、湿度計等） ⁴³	水銀含有製品の上市禁止	化学品リスク低減政令	－	上市が許可されない場合は輸出禁止
8	電気電子機器（放電ランプ含む）	水銀含有製品（均質材料中 0.1%超）の上市禁止	化学品リスク低減政令	－	RoHS 指令（指令 2011/65/EU）に準じた適用除外あり
9	新車（乗用車・商用軽車両）、新車部品	水銀含有製品（均質材料中 0.1%超）の上市を禁止	化学品リスク低減政令	－	

註：上市は輸入を含む。

※英語表記（第 21 条報告）

化学品リスク低減政令

Chemical Risk Reduction Ordinance (ORRChem)⁴⁴

⁴³ 脈波計に使用されるひずみゲージ、張力計、水銀ピクノメータ、軟化点の特定のための計量装置も規制対象

⁴⁴ <https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2005/478/en>

表 3-1-3 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（カナダ）

国名	カナダ／Canada		
NFP	所属	Environment and Climate Change Canada（環境・気候変動省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2017年8月16日 (2017年4月7日【批准】)	あり*2（2025年）
	COP4改正	－ *3	なし
<p>*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）</p> <p>*2 【製造・輸入・輸出】LFL、CCFL・EEFL</p> <p>*3 附属書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自国について効力を生ずる旨を宣言（条約第30条第5項）</p>			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input checked="" type="checkbox"/> 包括 <input checked="" type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条 報告 (2021年)の概要	・報告された措置等は別表参照	
	TBT 通報	・2024年6月21日、水銀含有製品規則の改正を通報した。同改正は水俣条約の要件と整合を取るものであり、ランプの最大水銀含有量の引き下げや廃止期限の追加を含む ⁴⁵ 。	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	水銀添加製品（全般）	製造・輸入を禁止	水銀含有製品規則	－	水銀を含まない実現可能な代替製品がない一部製品を除く
2	化粧品	ガイダンス ⁴⁶ において水銀含有の上限（1ppm）を提示	食品医薬品法／化粧品規則	－	
3	局所消毒剤等の医薬品	水銀又はその塩若しくは誘導体を含む人用の医薬品の製造・輸入を禁止	食品医薬品規則	－	水銀が保存剤として存在し、唯一の優れた方法である場合は適用除外
4	自然健康製品	ガイダンス ⁴⁷ において水銀含有の上限（1ppm）を提示	食品医薬品法／自然健康製品規則	－	
5	駆除剤、殺生物剤	未登録・未認可の製品の製造・輸入・販売・使用を禁止	有害生物駆除製品法	－	水銀添加駆除剤は登録されていない
6	消費者向け塗料等	国内で製造・輸入・宣伝・販売される表面コーティング材料の水銀含有を制限	表面コーティング材料規則	－	
7	玩具	水銀化合物を含む表面コーティング材料を使用した14歳未満向け玩具の製造・輸入・宣伝・販売を禁止	玩具規則		追加的な製品を規制するため、他規則において玩具規則を参照

⁴⁵ G/TBT/N/CAN/687/Add.1

⁴⁶ 化粧品に含まれる重金属の不純物に関するガイダンス, Guidance on Heavy Metal Impurities in Cosmetics

⁴⁷ 自然健康製品の質に関するガイド, Quality of Natural Health Products Guide

※英語表記（第 21 条報告）

水銀含有製品規則

化粧品規則

食品医薬品法／食品医薬品規則

自然健康製品規則

有害生物駆除製品法

表面コーティング材料規則

玩具規則

Products Containing Mercury Regulations (PCMR)

Cosmetic Regulations

Food & Drug Act／Food & Drug Regulations

Natural Health Products Regulations

Pest Control Products Act (PCPA)

Surface Coating Materials Regulations

Toys Regulations

表 3-14 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（オーストラリア）

国名	オーストラリア/Australia		
NFP	所属	Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water（気候変動・エネルギー・環境・水資源省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2022年3月7日 (2021年12月7日【批准】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input checked="" type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条 報告 (2021 年)の概要	－（第 21 条報告（2021 年）をしていない）	
	TBT 通報	<p>・2022年3月7日、水俣条約の同国への発効に伴い、以下の法制度の変更が発効することを通報した⁴⁸。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「1989年薬品・医薬品法」、「1992年農薬・動物用医薬品法」、「2019年工業化学品法」の改正による、特定の水銀添加製品の製造及び輸出入等の禁止 ➢ 「2020年リサイクル及び廃棄物削減法」に基づき新たに制定した規則による、特定の水銀添加製品の製造及び輸出入の禁止 <p>・2023年8月4日、上述の規則である「2021年リサイクル及び廃棄物削減（製品管理－水銀添加製品）規則」⁴⁹が、COP4の附属書A第I部の改正を反映することを通報した⁵⁰。なお、同規則は、規制対象となる水銀添加製品の定義として、水俣条約附属書A第I部の掲載製品を参照している。</p>	

※英語表記（TBT 通報）

薬品・医薬品法
 農薬・動物用医薬品法
 工業化学品法
 リサイクル及び廃棄物削減法
 リサイクル及び廃棄物削減（製品管理－水銀添加製品）規則

Therapeutic Goods Act
 Agricultural and Veterinary Chemicals (Administration) Act
 Industrial Chemicals Act
 Recycling and Waste Reduction Act
 Recycling and Waste Reduction (Mandatory Product Stewardship – Mercury-added Products) Rules 2021

⁴⁸ G/TBT/N/AUS/134/Add.1

⁴⁹ <https://www.legislation.gov.au/F2021L01393/asmade/text>

⁵⁰ G/TBT/N/AUS/134/Add.2

表 3-15 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（英国）

国名	英国／United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland		
NFP	所属	Department for Environment, Food and Rural Affairs (Defra)（環境・食料・農村地域省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2018年6月21日 (2018年3月23日【批准】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input checked="" type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条 報告 (2021 年) の概要	・報告された措置等は別表参照	
	TBT 通報	・2023年3月16日、イングランド、ウェールズ、スコットランドに適用する RoHS 規則 2012 (Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment Regulations 2012) を改正し、ランプの水銀含有規制に関する適用除外の一部を 2024年2月1日付けで廃止することを通報した（責任機関は Defra） ⁵¹ 。	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	附属書 A 第 I 部 掲載製品	製造、輸出入を禁止	EU 水銀規則／ 2020 年水銀管理 (改正) (EU 離 脱) 規則	—	EU 水銀規則は EU 離脱後 も国内法として導入され、 2020 年水銀管理 (改正) (EU 離脱) 規則によって 改正された同等の規定が 適用される。

※英語表記（第 21 条報告）

EU 水銀規則

REGULATION (EU) 2017/ 852 OF THE EUROPEAN
PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

2020 年水銀管理 (改正) (EU 離脱) 規則

Control of Mercury (Amendment) (EU Exit) Regulations 2020

⁵¹ G/TBT/N/GBR/56

通報対象文書 URL : https://members.wto.org/crnattachments/2023/TBT/GBR/23_2075_00_e.pdf

表 3-16 諸外国における水銀添加製品の規制状況等 (EU)

国名	EU/European Union		
NFP	所属	Directorate General for the Environment, Unit C4, European Commission (European Union) (欧州委員会環境総局)	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1 (免除期限)
	改正前	2017年8月16日 (2017年5月18日【承認】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録 (条約第6条第1項)			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input checked="" type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条報告(2021年)の概要	・報告された措置等は別表参照	
	TBT 通報	<p>・2021年7月12日、RoHS 指令 (Directive 2011/65/EU) におけるランプの水銀含有規制について、附属書Ⅲの適用除外用途の更新に関する12件の委任指令案を通報した (責任機関は欧州委員会) ⁵²。</p> <p>・2023年1月6日、RoHS 指令 (Directive 2011/65/EU) 附属書Ⅳに溶融圧力変換器に関する適用除外用途を追加し、2025年12月31日までを有効期限とする委任指令案を通報した (責任機関は欧州委員会) ⁵³。</p>	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	附属書 A 第 I 部掲載製品	製造、輸出入を禁止	EU 水銀規則	—	より大きな装置の部品の交換に用いられ、水銀を含まない実現可能な代替製品が無い場合における、スイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用 CCFL・EEFL、非電気式計測器を除く/市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品並びに研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品を除く

※英語表記 (第 21 条報告)

EU 水銀規則

2017/852/EU Mercury Regulation

⁵² G/TBT/N/EU/811~G/TBT/N/EU 822

⁵³ G/TBT/N/EU/940/Rev.1

表 3-17 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（中国）

国名	中国／China		
NFP	所属	Department of International Cooperation（国際協力部）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2017年8月16日 (2016年8月31日【批准】)	あり*2（2025年）
	COP4改正	2024年11月13日 *3	なし
<p>*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）</p> <p>*2 【製造】医療用温度計、血圧計（マカオ特別行政区については、附属書 A 第 I 部に掲げる全ての水銀添加製品の輸入及び輸出の適用除外を 2025 年まで登録）⁵⁴</p> <p>*3 条約第 27 条第 3 項（b）に基づく改正附属書 A を受諾しない旨の通告（2023 年 9 月 12 日）⁵⁵は、再度の通告（2024 年 11 月 3 日）⁵⁶によって撤回された。</p>			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	☑包括 ☑個別	
	第 21 条 報告 (2021 年)の概要	・報告された措置等は別表参照	
	TBT 通報	－（2021 年以降、附属書 A 第 I 部に係る通報なし）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	附属書 A 第 I 部 掲載製品	製造・輸出入を禁止	水銀に関する水俣条約の発効に関する告示（2017 年告示第 38 号） ⁵⁷	生態環境部他	体温計及び血圧計を除く（2025 年 12 月 31 日まで）
2	附属書 A 第 I 部 掲載製品	規制対象の水銀添加製品の輸出入禁止を要求	輸入禁止品目録（第 7 版） 輸出禁止品目録（第 6 版） ⁵⁸	商務部、税関総署、生態環境部	
3	体温計、血圧計	2026 年 1 月 1 日以降の生産禁止を要求	水銀に関する水俣条約の実施に関する国家食品薬品監督管理総局通知 ⁵⁹	国家食品薬品監督管理総局	

※英語表記（第 21 条報告）

水銀に関する水俣条約の発効に関する告示（2017 年告示第 38 号）

水銀に関する水俣条約の実施に関する国家食品薬品監督管理総局通知

生態環境部
商務部
税関総署

Announcement on the entry into force of the Minamata Convention on Mercury (Announcement No. 38 of 2017)

Notice of the General Department of the State Food and Drug Administration on the implementation of the Minamata Convention on Mercury

Ministry of Ecology and Environment
Ministry of Commerce
General Administration of Customs

⁵⁴ 環境保護部（現：生態環境部）より適用除外登録を通知（2017 年 1 月 18 日）

https://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/notification/China_Exemption.pdf

⁵⁵ <https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2023/CN.280.2023-Eng.pdf>

⁵⁶ <https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2024/CN.464.2024-Eng.pdf>

⁵⁷ http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201708/t20170816_419736.htm

⁵⁸ <http://m.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203027805.shtml>

⁵⁹ <https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/fgwj/gzwj/gzwjylqx/20201016150908105.html>

表 3-18 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（香港）

国名	中国（香港特別行政区）／China (Hong Kong SAR)	
NFP ⁶⁰	所属	Ministry of Ecology and Environment（生態環境部）
附属書 A の効力等		発効日
	改正前	2017年8月16日 (2016年8月31日【批准】)
	COP4改正	2023年9月12日 *3
		適用除外の登録*1（免除期限）
		あり*2（2025年）
		なし
	*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）	
	*2 【製造】医療用温度計、血圧計	
	*3 追加の附属書を受諾しない旨の通告（条約第27条第3項（b））	
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	☑包括 ☑個別
	第 21 条報告(2021 年)の概要	・ 報告された措置等は別表参照 ・ 環境保護局は水銀規制条例の第 16 条に基づき、市場における水銀添加製品の定期的な抜き打ち検査を実施し、水銀添加製品の流通を規制する活動を行っている。
	TBT 通報	－（2021 年以降、附属書 A 第 I 部に係る通報なし）

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	附属書 A 第 I 部 掲載製品（駆除剤を除く）	製造・輸出入・組込を禁止	水銀規制条例（香港 法令第 640 章）	環境保護署	<u>組込製品自体は水銀添加製品であるが規制対象外</u>
2	駆除剤	ライセンス制度を通じて 製造・輸出入を禁止	駆除条例（香港法令 第 133 章）	—	

註：下線部は各法令の原文を参照して記載した。

※英語表記（第 21 条報告）

水銀規制条例（香港法令第 640 章）

Mercury Control Ordinance (Cap. 640)

駆除条例（香港法令第 133 章）

Pesticides Ordinance (Chapter 133)

環境保護署

Environmental Protection Department (EPD)

⁶⁰ 香港の第 21 条報告に記載の NFP, https://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/national_report/Report_China_Hong_Kong_2021.English.pdf

表3-19 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（韓国）

国名	韓国／Republic of Korea		
NFP	所属	Ministry of Foreign Affairs（外務省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2020年2月20日 (2019年11月22日【批准】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input checked="" type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条 報告 (2021 年)の概要	・報告された措置等は別表参照	
	TBT 通報	－（2021 年以降、附属書 A 第 I 部に係る通報なし）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	電池	円筒形又はボタン形一次電池の水銀含有（1mg/kg 超）を禁止	電気用品及び生活用品安全管理法	国家技術標準院	
2	スイッチ・リレー	電気電子機器及び自動車部品の水銀含有（均質材料の 0.1 重量%超）を禁止	電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律	環境部	
3	ランプ	韓国産業規格を水俣条約と同等に更新	工業標準化法／韓国産業規格	国家技術標準院	高圧水銀蒸気ランプ（HPMV）は屋外でのみ使用可
4	ランプ（照明機器）	CFL.i や LFL の水銀含有量を制限／屋内使用の HPMV を禁止	電気用品及び生活用品安全管理法／韓国安全規格	国家技術標準院	
5	ランプ（CCFL・EEFL）	電気電子機器及び自動車用の蛍光ランプに係る関連規格を水俣条約と同等に更新	電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律	環境部	2012/7/1 以前に初回仕様管理番号が発行・変更された自動車の修理部品やダッシュボード表示用蛍光ランプ等の一部製品を除く
6	化粧品	水銀含有（1ppm 超）を禁止	化粧品法	食品医薬品安全処	
7	医療機器（温度計、血圧計等）	水銀含有機器の製造・輸出入、販売を禁止	医療機器法	食品医薬品安全処	
8	気圧計、湿度計、圧力計、温度計	当該用途への水銀及び水銀化合物の製造・輸出入・使用を禁止	残留性汚染物質管理法	環境部	

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
9	駆除剤	水銀の含有を禁止	農薬管理法	農村振興庁	
10	殺生物剤	水銀の含有を禁止	生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律	環境部	
11	局所消毒剤	水銀の含有を禁止	薬事法	食品医薬品安全処	

※英語表記（第 21 条報告）

電気用品及び生活用品安全管理法	Electrical Appliances and Consumer Products Safety Control Act
電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律	Act on Resource Circulation of Electrical and Electronic Equipment and Vehicles
工業標準化法	Industrial Standardization Act
韓国工業標準規格	Korea's Industrial Standards (KS)
韓国安全規格	Korean Safety Standards (KC)
化粧品法	Cosmetics Act
薬事法	Pharmaceutical Affairs Act
生活化学製品および殺生物剤の安全管理に関する法律	Daily-use Consumer Products and Biocides Safety Control Act
農薬管理法	Pesticide Control Act
医療機器管理法	Medical Devices Act
残留性汚染物質管理法	Persistent Pollutants Act
農村振興庁	Rural Development Administration
国家技術標準院	Korean Agency for Technology and Standards (KATS)
環境部	Ministry of Environment (MOE)
食品医薬品安全処	Ministry of Food and Drug Safety (MFDS)

表 3-20 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（インドネシア）

国名	インドネシア／Indonesia		
NFP	所属	Ministry of Environment and Forestry（環境林業省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2017年12月21日 (2017年9月22日【批准】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input checked="" type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条報告(2021年)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 報告された措置等は別表参照 水俣条約の批准に関する 2017 年法律第 11 号を踏まえ、駆除剤、殺生物剤、局所消毒剤、化粧品、血圧計、医療用体温計、歯科用アマルガムを段階的廃止及び代替製品のために規制する。 	
	TBT 通報	－（水銀に係る通報なし）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	電池、ランプ	水銀の削減に関する政策を規定	水銀の削減・廃絶に向けた国家行動計画に関する大統領規則 2019 年第 21 号	－	
2	ランプ	国内照明業界におけるランプの水銀使用に関する技術ガイドラインを作成	－	－	
3	化粧品	規則で掲げる化粧品への水銀添加を禁止	化粧品成分の技術要件に関する国家食品医薬品監督庁規則 2019 年第 23 号	国家医薬品食品監督庁	
4	血圧計、体温計	水銀含有製品の輸出入を禁止	禁止輸出入品目に関する商業大臣規則 2021 年第 18 号	商業省	
5	血圧計、体温計	医療機関の水銀含有機器を 2021 年末までに代替する目標を規定	医療機関における水銀含有医療機器の廃絶及び撤去に関する保健大臣規則 2019 年第 41 号	保健省	日本の資金プロジェクトによる実施支援あり／保健省は目標達成の進捗を監視

※英語表記（第 21 条報告）

水俣条約の批准に関する 2017 年法律第 11 号
 禁止輸出入品目に関する商業大臣規定 2021 年第 18 号
 医療機関における水銀含有医療機器の廃絶及び撤去に関する保健大臣規則 2019 年第 41 号
 水銀の削減・廃絶に向けた国家行動計画に関する大統領規則 2019 年第 21 号
 化粧品成分の技術要件に関する国家医薬品食品監督庁規則 2019 年第 23 号

Law number 11 of 2017 concerning of the Minamata Convention on Mercury
 Regulation/decree of Minister of Trade Regulation Number 18 of 2021 concerning Prohibited Goods Export and Import Prohibited Goods Regulation/Decree of the Minister of Health No. 41 of 2019 concerning the Elimination and Withdrawal of Mercury Medical Devices in Health Care Facilities
 Presidential Regulation number 21 of 2019 concerning the National Action Plan for Mercury Reduction and Elimination
 BPOM Regulation No. 23 of 2019 concerning Technical Requirements for Cosmetic Ingredients

表 3-2-1 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（カンボジア）

国名	カンボジア／Cambodia		
NFP	所属	Ministry of Environment（環境省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2021年7月7日 (2021年4月8日【批准】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に 係る規制 等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input checked="" type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条 報告 (2021年)の概要	・報告された措置等は別表参照	
	TBT 通報	－（水銀に係る通報なし）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	化粧品	<u>保健大臣が化粧品の含有物質の上限値、及び禁止物質を告示</u> <u>化粧品の輸入する場合は、保健省からの通知番号の付与が必要</u>	化粧品管理に関する政令 ⁶¹	保健省	
2	医薬品	<u>医薬品の製造業者や輸入業者は保健省からの許可が必要</u>	医薬品の管理に関する法律の改正法施行に関する王国令 ⁶²	保健省	

註：下線部は各法令の原文を参照して記載した。

※英語表記（第 21 条報告）

化粧品管理に関する政令	Sub decree on cosmetic product control
医薬品の管理に関する法律の改正法施行に関する王国令	Law of Amendment of Law on management of Pharmaceutical
保健省	Ministry of Health

61

https://moh.gov.kh/content/uploads/Laws_and_Regulations/Sub%20Decree/Sub%20Decree%20on%20Cosmetic%20Product%20Control%202008%20Eng.pdf

62 <https://cambodiantr.gov.kh/en/document/?title=law-on-the-amendment-of-law-on-management-of-pharmaceutical>

表 3-22 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（シンガポール）

国名	シンガポール／Singapore		
NFP	所属	Ministry of Sustainability and the Environment（持続可能性環境省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2017年12月21日 (2017年9月22日【批准】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に 係る規制 等の概要	製品規制	<input checked="" type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条 報 告 (2021 年)の概要	・報告された措置等は別表参照	
	TBT 通報	－（2021 年以降、附属書 A 第 I 部に係る通報なし）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	水銀添加製品	水銀添加製品は有害物質として管理され、製造、輸出入、保管及び販売には認可が必要	環境保護管理法	国家環境庁	

※英語表記（第 21 条報告）

環境保護管理法
国家環境庁

Environmental Protection and Management Act
National Environment Agency

表 3-23 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（タイ）

国名	タイ/Thailand		
NFP	所属	Ministry of Natural Resources and Environment (天然資源環境省)	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1 (免除期限)
	改正前	2017年9月20日 (2017年6月22日【加入】)	あり*2 (2025年)
	COP4改正	- *3	なし
<p>*1 段階的廃止期限の適用除外の登録 (条約第6条第1項)</p> <p>*2 【製造・輸入・輸出】スイッチ・リレー、CFL、LFL、HPMV、CCFL・EEFL、局所消毒剤、非電気式の計測器</p> <p>*3 附属書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自国について効力を生ずる旨を宣言 (条約第30条第5項)</p>			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	☑包括 ☑個別	
	第 21 条報告(2021年)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 報告された措置等は別表参照 水銀添加製品の製造・輸出入に関する重要な組織から構成される「水俣条約の義務を支援する法的ワーキンググループ」が設置され、「国家環境委員会」下の「水銀に関する水俣条約小委員会」に対して、水俣条約の遵守のための助言・提言を行う。 	
	TBT 通報	<ul style="list-style-type: none"> 2024年2月12日、水銀を使用する電気電子機器の工業製品に対し、水銀使用を制限する工業規格への準拠を求める省令案を通報した⁶³。責任機関は、タイ工業規格協会 (Thai Industrial Standards Institute, TISI)、タイ工業省 (Ministry of Industry)。 	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	附属書 A 第 I 部掲載製品	製品への水銀等の使用を許可しない (条約で認められた用途のみ許可)	有害物質法	-	適用除外登録製品を除く
3	電気電子機器	工業規格として新規製品の水銀不使用を要求	TIS2368-2564 (2021) ⁶⁴	-	水俣条約における水銀添加製品の除外あり
3	化粧品	化粧品への水銀等の含有 (1ppm 超) を禁止	化粧品成分としての使用禁止物質を定める保健省告示	保健省	美白クリームの市場調査を実施

※英語表記 (第 21 条報告)

保健省	Ministry of Public Health
有害物質法	Hazardous Substance Act
化粧品成分としての使用禁止物質を定める保健省告示	Ministry of Public Health Notification on determination of substances prohibited to use as ingredients in cosmetic production

⁶³ <https://www.epingalert.org/en/Search/Index?freeText=mercury&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F727>

⁶⁴ TIS 2368-2551(2008)を改正。

表 3-24 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（フィリピン）

国名	フィリピン／Philippines		
NFP	所属	Department of Environment and Natural Resources（環境天然資源省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2020年10月6日 (2020年7月8日【批准】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	☑包括 ☑個別	
	第 21 条報告(2021年)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 報告された措置等は別表参照 貿易産業省製品標準局は、「水銀及び水銀化合物に関する化学品管理令」に掲げる水銀添加製品の強制認証に関する規制案を策定中である。 	
	TBT 通報	<ul style="list-style-type: none"> 2021年7月22日、水銀を含有する体温計、血圧計、歯科用アマルガムカプセル及び歯科修復目的の液体水銀に係る製造、輸出入、販売、使用、寄付等を禁止する通報を行った。責任機関は保健省⁶⁵。 2021年10月12日、電池、スイッチ・リレー、ランプの製造・輸入業者に対して、水銀含有量の許容値内であることを証明し、強制認証を取得することを求める行政命令案を通報した。責任機関は貿易産業省⁶⁶。 2022年6月23日、水銀を含有する体温計や血圧計等を禁止する再通報を行った⁶⁷。 	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	附属書 A 第 I 部 掲載製品	製造・輸入を禁止（廃止期限は 2022 年）	水銀及び水銀化合物に関する化学品管理令（行政命令第 20 号（2019 年））	—	
2	化粧品	水銀含有製品の製造・輸入・流通・販売を禁止	ASEAN 化粧品指令	食品医薬品局	
3	殺生物剤	農業系殺菌剤へ水銀の含有を禁止	肥料農薬庁通達第 4 号（1989 年）	肥料農薬庁	

※英語表記（第 21 条報告）

水銀及び水銀化合物に関する化学品管理令	CCO for Hg and Hg compounds（DAO 2019-20）
ASEAN 化粧品指令	ASEAN Cosmetic Directive (ACD)
肥料農薬庁通達第 4 号（1989 年）	FPA Circular No 04 series of 1989
食品医薬品局	Philippine Food and Drug Administration (FDA)
貿易産業省製品標準局	Bureau of Product Standards (BPS) of Department of Trade and Industry (DTI)

⁶⁵ <https://epingalert.org/en/Search/Index?domainIds=1&countryIds=C702%2CC608&freeText=mercury&viewData=G%2FTBT%2FN%2FPHL%2F257>

⁶⁶ <https://epingalert.org/en/Search/Index?domainIds=1&countryIds=C702%2CC608&freeText=mercury&viewData=G%2FTBT%2FN%2FPHL%2F272>

⁶⁷ <https://epingalert.org/en/Search/Index?domainIds=1&countryIds=C702%2CC608&freeText=mercury&viewData=G%2FTBT%2FN%2FPHL%2F257%2FAdd.1>

表 3-25 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（ベトナム）

国名	ベトナム/Viet Nam		
NFP	所属	Ministry of Industry and Trade（商工省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2017年9月21日 （2017年6月23日【承認】）	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	□包括 ☑個別	
	第 21 条 報告 (2021 年) の概要	・報告された措置等は別表参照。	
	TBT 通報	－（2021 年以降、附属書 A 第 I 部に係る通報なし）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	ランプ	水銀含有量の許容値を超える CFL、LFL、CCFL・EEFL の製造・輸出入・取引を禁止	蛍光ランプの水銀含有量に関する国家技術基準 (QCVN02:2020/BCT) ⁶⁸ 蛍光ランプの水銀含有量に関する国家技術基準の発行に関する通達 (45/2020/TT/BCT) ⁶⁹	商工省	
2	電気電子機器 (ランプ)	水銀含有が 0.1 重量%を超える電気電子機器の製造・輸入・取引を禁止	電気電子機器に含まれる特定の有害化学物質の許容濃度に関する通達 (30/2011/TT-BCT) ⁷⁰	商工省	電池は対象外。 一部ランプの適用除外あり
3	非電気式の計測器 (医療機器)	リスト未掲載の医療機器は、輸入許可証は不要であるが、原産地と品質管理を追跡できる書類を確保しなければならない ⁷¹	医療機器の輸入に関する通達 (30/2015/TT-BYT)	保健省	
4	非電気式の計測器 (医療機器)	国内製造の医療機器は保健省から流通登録番号を取得 ⁷²	医療機器の製品流通登録に関する通達 (07/2002 /TT-BYT)	保健省	

⁶⁸ QCVN02:2020/BCT <https://vanban123.vn/Quy-chuan/National-technical-regulation-QCVN-02-2020-BCT-on-Mercury-content-in-fluorescent-lamps-621684/> 英語

⁶⁹ 45/2020/TT/BCT <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Thong-tu-45-2020-TT-BCT-Quy-chuan-ky-thuat-quoc-gia-ve-ham-luong-thuy-ngan-trong-den-huynh-quang-460747.aspx> ベトナム語

⁷⁰ 30/2011/TT-BCT <https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC107300/> 英語

⁷¹ 30/2015/TT-BYT (第3条の2/附属書1) <https://thutucxuatnhapkhau.vn/circular-no-30-2015-tt-byt/> ベトナム語

⁷² 07/2002 /TT-BYT (1.1) <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-thao-Y-te/Thong-tu-07-2002-TT-BYT-huong-dan-dang-kv-luu-hanh-san-pham-trang-thiet-bi-y-te-49657.aspx> ベトナム語

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
5	化粧品	<u>水銀含有 1ppm 超の化粧品の製造・輸入を禁止</u>	化粧品の管理に関する通達(06/2011/TT-BYT)	保健省	
6	農業系の殺生物剤	<u>国連食糧農業機関 (FAO)、国連環境計画 (UNEP)、世界保健機構 WHO が警告している植物保護剤の登録は認められない</u> ⁷³	農薬製品の管理に関する通達 (21/2015/TT-BNNPTNT)	農業農村開発省	
7	医薬品系の殺生物剤及び局所消毒剤	<u>国際機関の警告と世界各国の使用状況、及び／又は化学物質及び調剤の安全性に関するデータに基づいて、使用禁止又は使用制限の有効成分リストを公布</u> ⁷⁴	家庭用及び医療用の殺虫及び殺菌化学品及び調剤に関する政令 (91/2016/ND-CP) ⁷⁵	保健省	

註：下線部は各法令の原文を参照して記載した。

※英語表記（第 21 条報告）

蛍光ランプの水銀含有量に関する国家技術基準(QCVN02:2020/BCT)
 蛍光ランプの水銀含有量に関する国家技術基準の発行に関する通達 (45/2020/TT/BCT)
 電気電子機器に含まれる特定の有害化学物質の許容濃度に関する通達(30/2011/TT-BCT)
 化粧品の管理に関する通達 (06/2011/TT-BYT)
 農薬製品の管理に関する通達 (21/2015/TT-BNNPTNT)
 家庭用及び医療用の殺虫及び殺菌化学品及び調剤に関する政令 (91/2016/ND-CP)
 医療機器の輸入に関する通達 (30/2015/TT-BYT)
 医療機器の製品流通登録に関する通達 (07/2002 /TT-BYT)

QCVN 02:2020/BCT on national technical regulation on mercury content in a fluorescent lamp
 Circular No. 45/2020/TT-BCC on the issuance of national technical regulation on mercury content in the fluorescent lamp
 Circular No. 30/2011/TT-BCT on the permissible content limitation of some toxic chemicals in the electronic, electrical products
 Circular 06/2011/TT-BYT on cosmetics management
 Circular 21/2015/TT-BNNPTNT on pesticide product management
 Decree No. 91/2016/ND-CP on management insecticidal germicidal chemicals preparations household medical use
 Circular No. 30/2015/TT-BYT on import of medical equipment
 Circular No. 07/2002 /TT-BYT guiding the product circulation registration of medical equipment

⁷³ 21/2015/TT-BNNPTNT (第 6 条の 3 の a) <https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC168537/> 英語

⁷⁴ 91/2016/ND-CP (第 3 条の 2) <https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=112021&Keyword=91/2016/ND-CP> ベトナム語

⁷⁵ 91/2016/ND-CP (Ⅷ.7) <https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-hethonghoa-chitiet.aspx?ItemID=224&dvid=13> ベトナム語

表 3-26 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（ラオス）

国名	ラオス／Lao People's Democratic Republic		
NFP	所属	Ministry of Natural Resources and Environment（天然資源環境省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2017年12月20日 (2017年9月21日【加入】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条報告(2021年)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な措置等は報告されていない（水銀等の有害化学物質の輸出入を可能な限り削減・抑制する政策があると報告はある）⁷⁶ ラオスでは水銀添加製品の製造は行っていない。 	
	TBT 通報	－（水銀に係る通報なし）	

表 3-27 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（インド）

国名	インド／India		
NFP	所属	Ministry of Environment, Forest and Climate Change（環境森林気候変動省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2018年9月16日 (2018年6月18日【批准】)	あり*2（2025年）
	COP4改正	－ *3	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
*2 【製造・輸入・輸出】 附属書 A の第 1 部に掲げる全ての水銀添加製品			
*3 附属書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自国について効力を生ずる旨を宣言（条約第30条第5項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条報告(2021年)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 附属書 A の第 I 部に掲げる水銀添加製品の製造、輸出入を廃止期限以降に許可しないための措置は講じていない（適用除外を登録）。 	
	TBT 通報	－（2021年以降、附属書 A 第 I 部に係る通報なし）	

⁷⁶ 2021年の国家行動計画（National Action Plan – Lao People's Democratic Republic 2021）では、水銀及び水銀化合物の貿易管理と転用防止のための戦略として、現行の法規制を見直し、水俣条約初期評価（MIA）の勧告及び水俣条約と整合するように改訂すること、水銀及び水銀化合物の輸入を許可制とする規則を策定すること等、9つの行動を掲げている。

https://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/national_action_plan/NAP-Lao-2021.pdf

表 3-28 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（パキスタン）

国名	パキスタン/Pakistan		
NFP	所属	Ministry of Climate Change（気候変動省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2021年3月16日 (2020年12月16日【批准】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に 係る規制 等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条報告(2021 年)の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告された措置等は別表参照 ※製品規制の説明なし ※第4条の下で製造、輸入及び輸出が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止するための措置として報告（附属書 A の第 I 部に掲げる水銀添加製品の製造、輸出入を、廃止期限以降に許可しないための措置は講じていないと報告）。 	
	TBT 通報	－（水銀に係る通報なし）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	－	有害物質の製造、輸入、運搬、保管、廃棄等を禁止	パキスタン環境保護法(1997年)	－	連邦機関がライセンスを発行した場合、或いは他の現行法又は国際条約や協定等に従う場合はこの限りではない。
2	－	水銀及び水銀化合物の輸入時に、連邦・州の環境保護庁・局から有効な環境承認の取得を要求	輸入政策令(2020年)	－	

※英語表記（第 21 条報告）

パキスタン環境保護法（1997 年）
輸入政策令（2020 年）

Pakistan Environmental Protection Act, 1997
Import Policy Order, 2020

表 3-29 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（イラン）

国名	イラン／Iran (Islamic Republic of)		
NFP	所属	Ministry of Foreign Affairs（外務省）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2017年9月14日 (2017年6月16日【批准】)	あり*2（2025年）
	COP4改正	－ *3	なし
<p>*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）</p> <p>*2 【輸入】電池、【製造・輸入・輸出】スイッチ・リレー、CFL、LFL、HPMV、CCFL・EEFL、【製造・輸出】非電気式の計測器</p> <p>*3 附属書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自国について効力を生ずる旨を宣言（条約第30条第5項）</p>			
附属書 A 第 I 部に 係る規制 等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input checked="" type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条報告(2021年)の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・報告された措置等は別表参照 ・民間セクターによる水銀含有ランプの代替製品を使用するための活動が行われており、LED 製品の製造協会や、ガス状水銀の代わりに固形水銀アマルガムを用いるその他特定のランプ製造企業の活動を含む。 	
	TBT 通報	－（WTO 非加盟）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	ランプ	水銀蒸気ランプの輸入を禁止	－	産業鉱山貿易省	
2	ランプ	水銀蒸気ランプの製造減退のため LED ランプの製造に融資を提供	－	－	
3	体温計、圧力計、血圧計	水銀使用製品の製造・輸入許可を付与しない	－	保健省	
4	化粧品	水銀含有 1ppm 超の化粧品の製造・輸入を禁止	－	保健省	

※英語表記（第 21 条報告）

産業鉱山貿易省
保健省

Ministry of Industry, Trade and Mines
Ministry of Health

表 3-30 諸外国における水銀添加製品の規制状況等（サウジアラビア）

国名	サウジアラビア/Saudi Arabia		
NFP	所属	National Center for Environmental Compliance（国家管理基準センター）	
附属書 A の効力等	附属書 A	発効日	適用除外の登録*1（免除期限）
	改正前	2019年5月28日 (2019年2月27日【加入】)	なし
	COP4改正	2023年9月28日	なし
*1 段階的廃止期限の適用除外の登録（条約第6条第1項）			
附属書 A 第 I 部に係る規制等の概要	製品規制	<input type="checkbox"/> 包括 <input checked="" type="checkbox"/> 個別	
	第 21 条報告(2021年)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 報告された措置等は別表参照 ※第4条の下で製造、輸入及び輸出が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止するための措置として報告（附属書 A 第 I 部に掲載された水銀添加製品の製造、輸出入を、廃止期限以降に許可しないための措置は講じていないと報告）。 	
	TBT 通報	－（2021年以降、附属書 A 第 I 部に係る通報なし）	

別表 報告された措置等

No	対象製品	措置・計画等の概要	法令等名	所管等	備考
1	電気電子機器	電気電子機器の有害物質含有を制限（均質材料の 0.1 重量%超の水銀含有を禁止）	電気電子機器における特定有害物質の制限に関する技術規則（2021年）		ランプの種類によって適用除外あり

註：下線部は「電気電子機器における特定有害物質の制限に関する技術規則ガイドライン」⁷⁷を参照して記載。

⁷⁷ Technical Regulation for Restriction of Hazardous Substances in Electrical and Electronic Appliances and Equipment Guideline（published on Jan. 28, 2021）
<https://saso.gov.sa/en/Laws-And-Regulations/guidelines/Documents/Guide-TR-limiting-hazardous-substances.pdf>

参考資料 1 規制対象となる一般照明用の蛍光ランプ

表 1 水俣条約における一般照明用の蛍光ランプの廃止期限（詳細）

水俣条約附属書 A に掲載された一般照明用の蛍光ランプ	廃止期限
Compact fluorescent lamps (CFLs) for general lighting purposes that are ≤ 30 watts with a mercury content exceeding 5 mg per lamp burner 発光管当たりの水銀含有量が 5 ミリグラムを超える 30 ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ (CFLs)	2020
Compact fluorescent lamps (CFLs) for general lighting purposes that are > 30 watts 30 ワット超の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ(CFLs)	2026
Compact fluorescent lamps with an integrated ballast (CFL.i) for general lighting purposes that are ≤ 30 watts with a mercury content not exceeding 5 mg per lamp burner 発光管当たりの水銀含有量が 5 ミリグラムを超えない、30 ワット以下の一般的な照明用の点灯回路内蔵型コンパクト蛍光ランプ (CFL.i)	2025
Compact fluorescent lamps with a non-integrated ballast (CFL.ni) for general lighting purposes that are ≤ 30 watts with a mercury content not exceeding 5 mg per lamp burner 発光管当たりの水銀含有量が 5 ミリグラムを超えない、30 ワット以下の一般的な照明用の点灯回路非内蔵型コンパクト蛍光ランプ(CFL.ni)	2026
Linear fluorescent lamps (LFLs) for general lighting purposes: (a) Triband phosphor < 60 watts with a mercury content exceeding 5 mg per lamp; (b) Halophosphate phosphor ≤ 40 watts with a mercury content exceeding 10 mg per lamp 次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ (LFLs) (a) 電球当たりの水銀含有量が 5 ミリグラムを超える 60 ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b) 電球当たりの水銀含有量が 10 ミリグラムを超える 40 ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	2020
Linear fluorescent lamps (LFLs) for general lighting purposes: (a) Halophosphate phosphor ≤ 40 watts with a mercury content not exceeding 10 mg per lamp (b) Halophosphate phosphor > 40 watts 次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ(LFLs) (a) 電球当たりの水銀含有量が 10 ミリグラムを超えない 40 ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの (b) 40 ワット超のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	2026
Linear fluorescent lamps (LFLs) for general lighting purposes: (a) Triband phosphor < 60 watts with a mercury content not exceeding 5 mg/lamp (b) Triband phosphor ≥ 60 watts with a mercury content not exceeding 5mg per lamp (c) Triband phosphor ≥ 60 watts with a mercury content exceeding 5mg per lamp 次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ(LFLs) (a) 電球当たりの水銀含有量が 5 ミリグラムを超えない 60 ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b) 電球当たりの水銀含有量が 5 ミリグラムを超えない 60 ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの (c) 電球当たりの水銀含有量が 5 ミリグラムを超える 60 ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの	2027
Non-linear fluorescent lamps (NFLs) (e.g., U-bend and circular) for general lighting purposes: 次のものに該当する一般的な照明用の非直管蛍光ランプ(NFLs)(例：U 字形、環形) (a) Triband phosphor, all wattages (a) 全てのワット数の三波長形蛍光体を使用したもの (b) Halophosphate phosphor, all wattages (b) 全てのワット数のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	2027
	2026

表2 水銀汚染防止法施行令第1条規定（一般照明用蛍光ランプ関連）

施行日	一般照明用蛍光ランプ関連規定
	<p>第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>
<p>令和8年 1月1日</p>	<p>(略)</p> <p>三 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ（発光管一本当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。）及び一般照明用の電球形蛍光ランプ（定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。）</p> <p>四 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 一個当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が六十ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの</p> <p>ロ 一個当たりの水銀の含有量が十ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が四十ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p> <p>(略)</p>
<p>令和9年 1月1日</p>	<p>(略)</p> <p>三 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び一般照明用の電球形蛍光ランプ</p> <p>四 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 一個当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が六十ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの</p> <p>ロ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p> <p>五 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプ以外の一般照明用の蛍光ランプであって、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p> <p>(略)</p>
<p>令和10年 1月1日</p>	<p>(略)</p> <p>三 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び一般照明用の電球形蛍光ランプ</p> <p>四 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 三波長形の蛍光体を用いたもの</p> <p>ロ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p> <p>五 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプ以外の一般照明用の蛍光ランプのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 三波長形の蛍光体を用いたもの</p> <p>ロ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p> <p>(略)</p>